

税の申告はお済みですか？

所得税、市民税・都民税の申告は3月15日(火)まで
『所得税』の確定申告は「東村山税務署」へ
『市民税・都民税』の申告は「市役所」へ

★所得税

申告と相談は、東村山税務署へ
〒189-1855 東村山市本町1-20-22
☎042-394-6811
※自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。
※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

確定申告が必要な方

(1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地・建物などやゴルフ会員権、株式などを譲渡した方などで、22年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
① 給与の年収が2000万円を超える方
② 給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その法人からの給与のほかに、貸付金の利子や店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた方
⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
⑥ 在日の外国公館に勤務する方

★市民税・都民税

申告と相談は、市役所課税課市民税係へ
(内線23333~23337)
※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

申告が必要な方

(1) 23年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方
① 勤務先から市役所へ給与

支払報告書の提出がない方
② 給与を2カ所以上から受けている方
③ 22年中に退職し、23年1月1日現在就職していない方
④ 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当など

の所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得がなかった方)
(3) 給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になつていない方
(4) 22年中から継続して、

郵送でも
申告できます

確定申告をすると
所得税が戻る
場合がある方
源泉徴収票の源泉徴収税額欄に記載のある方で、次のいずれかに該当する方
① 医療費を多く支払った方
② 住宅をローンなどで購入された方
③ 3年の途中で退職し、再就職しなかった方
④ 災害や盗難にあった方など

お願い

市役所でお受けできる確定申告書は、次のものに限定させていただきます。

(1) 提出のみの方
内容が記入されていて、お預かりするだけのもの。

(2) 簡易な申告の方
① 収入が給与と公的年金のみの方
② 前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方
なお、簡易な申告の方で、医療費控除を受ける場合には、医療費の合計額をあらかじめ計算して来場してください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問などがある方に書き方のアドバイスをいたしますが、確定申告書はご自身で作成していただきます。

※申告期間中は、申告会場がたいへん混雑するため、お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。



あります。申告を行わないと、税証明発行に時間がかかる場合がありますので、期間中に申告していただくようお願いいたします。

申告に必要なもの

申告書
源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類
社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書
国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料、国民年金で前年中に支払った領収書など
認め印

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(22年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になつていない場合は除く)。

より、国民健康保険税の減免や後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料の算定の基礎資料となります。
また、年金などの受給申請や都営住宅入居などの申請時に税証明が必要になる場合があります。

23年度課税(非課税)の証明書の発行

23年度(22年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、当初課税決定後(毎月の給与のみから市民税・都民税が差し引かれる方は5月13日以降、そのほかの方は6月9日以降)になります。



バイクや軽自動車の廃車・所有者変更手続きなどはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなったたり、所有者が変わったバイク・軽自動車などは4月1日までに、取り扱ひ窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、ご注意ください。

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなったたり、所有者が変わったバイク・軽自動車などは4月1日までに、取り扱ひ窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、ご注意ください。

軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用していませんが、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。標識(原動機付自転車のみ)をお持ちの場合は標識を持参して、課税課(市役所2階)で廃車手続きを行ってください。また、盗難などで標識がない場合はその旨を申し出てください。

原動機付自転車以外の125ccを超えるバイクは多摩自動車検査登録事務所(国立市北3ノ30ノ3)で、軽自動車は軽自動車検査協会(府中市朝日町3ノ16ノ22、☎042-358-1411)へ。
詳しくは課税課市民税係(内線2331・2332)へ。

申告を行う際の注意事項

★所得税の確定申告は「東村山税務署」へ。市民税・都民税の申告は「市役所」へ。いずれも3月15日(火)までに申告してください(土曜・日曜日、祝日はお休みです)。

★郵送でも申告ができます=申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、切手を張った返信用の封筒を同封してください。また、医療費の領収書の返却を希望する場合は「医療費の領収書返却希望」などを記載したメモを同封してください。

★各会場とも車での来場は、ご遠慮ください

★相談に来られる方へ=あらかじめ自分で書けるところは記入して、ご来場ください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。

取り扱ひ窓口

125cc以下のバイク・小型特殊自動車課税課(市役所2階) ▼ 125ccを超える

軽自動車税Q&A

詳しくは課税課市民税係(内線2331・2332)へ。
Q 軽自動車税の納税通知

大地震に備えて「家具の転倒防止」などの対策を！

大地震が発生すると、転倒した家具やガラスの破片が凶器となり、ケガの大きな要因となります。近年発生した大地震によるケガの原因は、およそ3割から5割が家具類の転倒やガラスの飛散となっています。こうした家具の転倒などは、転倒防止器具の取り付けやガラス飛散防止シートの張り付けなどで防ぐこと

ができます。この機会に地震に備え、日ごろからご家庭や事業所での対策を心掛けましょう。特に3月は転勤などで引っ越しの多いシーズンです。引っ越しの際は対策を行う絶好の機会ですので、ぜひ取り組んでください。詳しくは、都防災管理課☎03-5388-2428または市防災防犯課(内線2223)へ。



東久留米市公共下水道プラン(素案)

「快適生活と水とみどり」を つなぐ下水道を目標として、パブリックコメントを募集します

市では、健全な水循環と資源循環を創出する21世紀型下水道への転換を目指して「東久留米市公共下水道プラン(素案)」をまとめました。同プランは、市の下水道事業が抱える課題やその整備目標について、国や都の方向性を考慮しつつ、今後10年間の具体的施策を示したものです。

この素案について、皆様のご意見(パブリックコメント)をお聞かせください。除く3月1日(火)~23日(水)の午前8時半~午後5時

【閲覧期間】土曜・日曜日を除く3月1日(火)~23日(水)の午前8時半~午後5時

【閲覧場所】施設管理課下水道計画係(市役所5階。市ホームページでも閲覧できます)

☎470-7758へ。

【パブリックコメント提出方法】3月1日(火)~23日(水)に(必着、事業名「東久留米市公共下水道プラン(素案)」住所氏名)ご意見(様式自由)を記入の上、〒203-1855、市役所施設管理課下水道計画係へ

◆施設管理課施設建設担当メールアドレス shisetsukensetsu@city.higashikurume.lg.jp